

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

飯 豊 町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 飯豊町（以下、「町」という。）は山形県の南西部、西置賜郡の南東部に位置し、東西約 18km、南北約 32km と南北に細長い地形を有している。秀峰「飯豊山」と山形県の母なる川「最上川」の源流「白川」を有し、総面積は 329.6k m² でうち約 84% が山林で占められている。

耕地は標高 210m から 240m に位置する豊原地区と添川地区の平野部、240m から 260m に位置する豊川地区の中山間部、350m 以上 440m までの中津川地区の山間部に大別できる。昭和 55 年に白川ダムが完成しこのダムを水源とした国営白川農業水利事業により、町内の水田の約 73% が潤っている。また、町北部の水田は朝日山系の野川水系が潤している。

気象条件は、越後山脈の内陸に位置するため冬の季節風をまともに受け、県内有数の豪雪地帯である。また、年間の平均気温は 11.1℃（令和 4 年気象庁高峰）で日変化が大きい。

このような立地条件のもと農業を町の基幹産業と位置付け、特に水稻を基幹作物として畜産、野菜、ホールクroppサイレージ（以下、「WCS」という。）や飼料作物等の複合経営の農業生産と、I ターン新規就農者による農業経営が盛んになってきている。

今後も、飯豊町農業委員会（以下、「農業委員会」という。）の支援により農業経営改善計画の認定を受けた者（以下、「認定農業者」という。）や青年等就農計画の認定を受けた者（以下、「認定新規就農者」という。）の育成を進めるとともに、農地中間管理機構による担い手への農地集積を進めながら農業の 6 次産業化による収益の確保を図りつつ地域の農業の発展をめざす。また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を基本として、農業・農村の持つ多面的機能を守るとともに、担い手農家に対し支援施策を集中し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図り、農業振興地域整備計画に即し引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 町の農業生産構造は、農家戸数は最近 5 年間に 165 戸約 22.7% 減少し 562 戸（令和 4 年農林業センサス）となっており、うち自給的農家は 99 戸、販売のあった農家は 463 戸である。

農家を専兼別にみると専業農家は 110 戸 第一種兼業農家 51 戸 第二種兼業農家 304 戸となっており、うち農業を家計の中心に据えている農家は男子生産年齢人口のいる専業農家 59 戸と世帯主が農業に専従している第一種兼業農家 114 戸の合計 173 戸といえる。

一方就業人口の高齢化はさらに深刻になっており、自営農業に主として従事した農業就業人口は 5 年間で 135 人減少し 522 人となり、うち 60 歳以上は 415 人（79.5%）である。新規就農者が毎年数名就農しているが、農家戸数は大幅に減少している。

3. このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものになるよう、令和 5 年 9 月から令和 9 年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目指す。

具体的な経営の指標は、町及び近隣市町において成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、本町の地理的自然的条件を勘案しながら農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 概ね 400 万円）年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 概ね 1,900 時間）の水準を実現するものとし、またこれらの農業経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4. 昨今の農業・農村をめぐる情勢は、加速する高齢化や担い手不足に加え、人口減少を背景とした国内消費事情の縮小の進行をはじめ、食の安全・安心への高まり、農産物流通の気候変動に伴う災害の頻発、新型コロナウイルスやウクライナ情勢による各種物価の高騰等新たなりスクの発生から生産・販売環境が著しく変化し、更に水田活用の直接支

払交付金の大幅な見直しなどにより、地域農業への影響が懸念されるところである。

5. このような中、本町農業の基幹作物である水稻を主体として、新規需要米（飼料用米、WC S等）、新市場開拓米（輸出米）等の地域条件に適した水田フル活用による振興を進める。また、小麦（粉）価格の高騰から米粉の活用についても模索し、農家や農業者組織による加工品開発等の付加価値向上・ブランド化に向けた取組み（6次産業化）についても検討が必要である。

畜産振興については、畜産経営において生産費に占める割合の大きい配合飼料価格の高騰を受けて、飼料費低減に向けた転作作物として、新たに地場産の「子実用とうもろこし」の栽培、利用拡大推進や、稲作地帯である利点を生かし、稲わらを効率的に収集する組織の構築や、前述の子実用とうもろこしの作業請負組織（コントラクター組織）の設立等、地域資源を活用しながら自給飼料の生産基盤の強化を進める。

園芸作物については、高収益作物（水稻に比べ面積当たりの収益性が高い作物）として、本町の奨励作物（アスパラガス、きゅうり、ブロッコリー等）を中心に、水稻栽培との経営の複合化による経営の安定化を進める。また、現在重点作物となっているアスパラガスについて、関係機関と連携してサポートチームを組織し、新規栽培技術の導入等による負担軽減により生産面積の回復及び離農防止に努める。同時に他に重点となりうる作物についても模索し、水稻以外の品目による複合経営での収益向上を図る。

今後、SDGs や環境を重視する動きが加速していくと見込まれる中、「みどりの食料システム戦略事業」等、持続（自給）可能な食料・エネルギーシステムの構築を目指し、特に自給飼料となる子実用とうもろこしの栽培拡大や加工・供給体制の確立、同時にバイオガス発電所において発電時に生成される「液肥」を有効活用し、飯豊型の循環型耕畜連携を推進する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農者の現状

町の新規就農者は、平成 13 年から農業生産法人が受け入れ先となり、多くの I ターン者が研修後に独立就農してきた。平成 17 年度以降は、新・農業人フェアや移住フェアでの就農者募集や農の雇用による雇用就農などもあり、令和元年までの新規就農者は年間 7 名程度で推移してきたが、令和 2 年からの新型コロナウイルスの影響により I ターン者の募集が困難となり減少傾向である。従来からの基幹作物である水稻・畜産・アスパラガスのほか、I ターン者による施設野菜、露地野菜の生産量の維持・拡大や周年農業を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 育成・確保すべき人数の目標

山形県の新規就農者は、平成 28 年度以降は 300 人を超え、令和 4 年度は 358 人となり、現在の調査方法となった昭和 60 年以降最多となった。

こうした中、政府が掲げる新規就農者を倍増し、令和 5 年度までに 40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大するという政策目標を踏まえ、本県農林水産業の発展を支える人材を確保するため、新規就農者数の目標（令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間の累計）を 1,620 人とし、この目標達成に向けて、就農段階に応じたきめの細かい支援策を推進するとしている。これを踏まえ、本町においては年間 5 人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿とな

る法人についても継続と増加を目指す。

イ 新たな農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

町及びその周辺市町の他産業従事者と遜色のない水準を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し3で定める年間総労働時間(専門的農業従事者1人あたり概ね1,900時間)、及び、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得は、3で定める年間農業所得(概ね400万円)の5割以上を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた町の取組み

上記に掲げるような新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農・経営定着の段階まできめ細やかに支援していく必要がある。そのため、就農希望者に対して、町では、飯豊町地域で育てる担い手協議会(以下、「担い手協議会」という。)を設立しており、その中で、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については西置賜農業技術普及課(以下、「普及課」という。)、山形おきたま農業協同組合(以下、「おきたま農協」という。)等が連携して重点的な指導を行うなど、地域の総力を上げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7. 将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を支援するために、意欲と能力のある農業者が経営の発展をめざすにあたり、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

そのためには、それぞれの地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「地域計画」の作成と定期的な見直しにより専門的な土地利用型農業経営の確保を図るとともに、担い手としての位置付けを明確にし、これらを中心とした生産体制の確立を目指すものとする。

また、一方において担い手の確保の困難な地区においては、集落営農組織等の育成を図り集落営農体制の確立と法人化を目指すものとする。

集落営農体制は地域の実情によって異なるものであり、「地域計画」による地域の話し合いの中で集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にして行くものとし、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行う事などにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や互いの連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構への借受希望申込みや農業委員会を中心とした斡旋活動を一層活発化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握を図り、両者を適切に結び付け利用権の設定等を推し進めるとともに、集団化・連担化した条件で担い手農業者に農地が集積されるよう努める。

さらに、各生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるとともに、農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体としての位置付けも持っており、オペレーターの育成、農作業受託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織に育成するとともに、その経営の効率化を図り体制の整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、集落機能、農村コミュニティの強化を図り、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。(以下、「法」という。))その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構

造の再編の意義について、理解と協力を求めて行くこととする。

特に、法第 12 条の農業経営改善計画、法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な農業経営体の育成施策の中心に位置付け、認定農業者、認定新規就農者への農用地利用の集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となり関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした構造改善事業や団体営事業等の各種事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者、認定新規就農者へ十分な配慮を行い、事業の実施が認定農業者、認定新規就農者の経営の発展に資するよう、事業計画の策定においては経営体育成の観点から十分な検討を行う。

8. 町は、農林振興課、農業委員会、おきたま農協で構成する指導体制を編成し、普及課の協力を受け、認定農業者(組織経営体を含む。)や認定新規就農者、又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等の効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手農家や集落営農組織を対象に、経営診断の実施、営農改善方策の提示先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び講習会等を開催する。

また、稲作単一経営からの脱却を図ろうとする山間部においては、新規の集団的作目の導入を図るため、指導チームの下に市場関係者や J A 全農山形園芸作目担当者の協力を得、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的な振興作目を選定し、その栽培に関する密度の高い指導を行い、水稲と組合せた複合経営の発展に結び付けるよう努める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型については次のとおりである。

【個別経営体】

(平坦部・中山間部)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲単作	〈作付面積〉 水稲 =980a 作業受託=400a 大豆団地=420a 経営面積：1800a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1式 ・ トラクター(50ps) 1台 ・ 田植機(乗用6条) 1台 ・ 自脱型コンバイン(5条刈) 1台 ・ プロードキャスター 1台 ・ 軽トラック 1台 ・ 籾乾燥調整施設利用 ・ 育苗ハウス 560㎡ ・ 農作業場 29坪 ・ 格納庫 20坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全
水稲+畜産 (肥育牛)	〈作付面積〉 水稲 =450a 牧草団地=150a 経営面積：600a 〈飼養頭数〉 肥育牛=50頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1/3式 ・ トラクター(40ps) 1台 ・ 田植機(乗用5条) 1台 ・ 自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・ 軽トラック 1台 ・ 籾乾燥調整施設利用 ・ ヘイベラー 1/3台 ・ マニユアスプレッター 1/3台 ・ 育苗ハウス 260㎡ ・ 農作業場 20坪 ・ 格納庫 20坪 ・ 牛舎 100坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 ・ 畜産コンサルタント活用 ・ 部門別経営管理能力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全 ・ 農作業環境の改善
水稲+畜産 (酪農)	〈作付面積〉 水稲 =210a テントコン団地=90a 飼料畑 =510a 経営面積：810a 〈飼養頭数〉 乳牛 =36頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1/3式 ・ トラクター(40ps) 1台 ・ 田植機(乗用5条) 1/3台 ・ 自脱型コンバイン(3条刈) 1/3台 ・ トラック(1t) 1台 ・ 籾乾燥調整施設利用 ・ コーンハーベスタ 1台 ・ マニユアスプレッター 1台 ・ バルククーラー 1台 ・ 育苗ハウス 95㎡ ・ 農作業場 20坪 ・ 格納庫 20坪 ・ 牛舎 130坪 ・ 堆肥舎 20坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 ・ 自己資本の充実 ・ 部門別経営管理能力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全 ・ 農作業環境の改善 ・ ヘルパーの導入による週1回以上の休日の確保 ・ 雇用の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+畜産（繁殖）	〈作付面積〉 水稲 =350a 牧草 =150a 経営面積：500a 〈飼養頭数〉 繁殖 30頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1/3 式 ・ トラクター(25ps) 1 台 ・ 田植機(乗用 5 条) 1 台 ・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1 台 ・ 軽トラック 1 台 ・ 籾乾燥調整施設利用 ・ ヘイパーラ 1/3 台 ・ 農作業場 20 坪 ・ 牛舎 60 坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 ・ 自己資本の充実 ・ 部門別経営管理能力の向上 ・ 経営研修機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全 ・ 農作業環境の改善
水稲+露地野菜	〈作付面積〉 水稲 =350a アスパラガス=30a きゅうり=50a 経営面積：430a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1/3 式 ・ トラクター(25ps) 1/2 台 ・ 田植機(乗用 5 条) 1/2 台 ・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1/2 台 ・ 軽トラック 1 台 ・ 籾乾燥調整施設利用 ・ 動力噴霧機 1 式 ・ うね立てマルチャー 1 台 ・ 育苗ハウス 130 m² ・ 農作業場 20 坪 ・ 格納庫 20 坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 ・ 自己資本の充実 ・ 部門別経営管理能力の向上 ・ 経営研修機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業環境の改善 ・ 休憩時間の確保
水稲+施設野菜	〈作付面積〉 水稲 =420a トマト =50a (後作モン=50a) 経営面積：470a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1/3 式 ・ トラクター(25ps) 1 台 ・ 田植機(乗用 5 条) 1 台 ・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1 台 ・ 軽トラック(1t) 1 台 ・ 籾乾燥調整施設利用 ・ うね立てマルチャー 1 台 ・ トマト栽培関連資材 1 式 ・ 動力噴霧機 1 台 ・ 暖房機 8 台 ・ 育苗ハウス 180 m² ・ 農作業場 20 坪 ・ バイブハウス 1200 坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 ・ 自己資本の充実 ・ 部門別経営管理能力の向上 ・ 経営研修機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業環境の改善 ・ 休憩時間の確保 ・ ハウス環境に対応した健康管理
水稲+花卉 (ハウス)	〈作付面積〉 水稲 = 300a 花卉(2作)=20a 大豆 110a 経営面積：430a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1/3 式 ・ トラクター(25ps) 1/2 台 ・ 田植機(乗用 5 条) 1/2 台 ・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1/2 台 ・ 軽トラック 1 台 ・ 籾乾燥調整施設利用 1 台 ・ ボッテングマシン 1 台 ・ 動力噴霧機 1 台 ・ 暖房機 4 台 ・ 運搬クローラ 2 台 ・ 除雪機 1 台 ・ 育苗ハウス 160 m² ・ 農作業場 20 坪 ・ バイブハウス 60 坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 ・ 自己資本の充実 ・ 部門別経営管理能力の向上 ・ 経営研修機会の確保 ・ 経営役割の体制の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業環境の改善 ・ 休憩時間の確保 ・ ハウス環境に対応した健康管理

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲単作 (主たる農業従事者 5 名)	〈作付面積〉 水稲 = 42ha 大豆 = 18ha 作業受託=20ha 経営面積：80ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1 式 ・ トラクター(40ps) 3 台 ・ 田植機(乗用 8 条) 3 台 ・ 自脱型コバイン(5 条刈) 3 台 ・ トラック(1t) 2 台 ・ ブロードキャスター 2 台 ・ 育苗ハウス 2400 m² ・ 農作業場 25 坪 ・ 格納庫 25 坪 ・ 籾乾燥調整施設利用 ・ 農地の集積は集落での合意形成を図る ・ 1 団地 2ha 程度の連担化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理担当者を置き経営管理の充実に図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時従事者の社会保険加入、施設の充実 ・ 労働の安全、休憩・休日の確保
酪農 (主たる農業従事者 8 名)	〈作付面積〉 牧草 =10ha デントコーン=10ha 経営面積：20ha 〈飼養頭数〉 搾乳牛 =200 頭 育成牛 = 40 頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラクター(50ps) 4 台 ・ トラック(2t) 3 台 ・ マニユアスプレッタ 2 台 ・ ブロードキャスター 1 台 ・ ヘイベレー 3 台 ・ ロータリーモア 2 台 ・ コーンハーベスタ 2 台 ・ フォーレージワゴン 2 台 ・ バキュームカー 1 台 ・ パンクリーナー 1 式 ・ バルクーラー(2500l) 2 台 ・ ショベルローダー 1 台 ・ 格納庫 40 坪 ・ 牛舎 950 坪 ・ 堆肥舎 100 坪 ・ 飼料タンク(7t) 4 基 ・ サイロ 1,000 m³ ・ 搾乳機器 1 式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理担当者を置き経営管理の充実に図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酪農ヘルパーの利用による休日交代制の確立

(注) 1. 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力の構成については、ここでは標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者を 1 人、補助従事者 1～2 人として示している。なお、平坦部・中山間部・山間部と分類しているが、展開によっては区域が相互することもある。

2. 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間と地域他産業従事者と比べ遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型については次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+露地野菜	〈作付面積〉 水稲 =350a アスパラガス=30a きゅうり=50a 経営面積：430a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1/3 式 ・ トラクター(25ps) 1/2 台 ・ 田植機(乗用 5 条) 1/2 台 ・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1/2 台 ・ 軽トラック 1 台 ・ 籾乾燥調整施設利用 ・ 動力噴霧機 1 台 ・ うね立てマルチャー 1 台 ・ 育苗ハウス 130 m² ・ 農作業場 20 坪 ・ 格納庫 20 坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 ・ 自己資本の充実 ・ 部門別経営管理能力の向上 ・ 経営研修機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業環境の改善 ・ 休憩時間の確保
水稲+施設野菜	〈作付面積〉 水稲 =420a トマト =50a (後作/コン=50a) 経営面積：470a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1/3 式 ・ トラクター(25ps) 1 台 ・ 田植機(乗用 5 条) 1 台 ・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1 台 ・ 軽トラック(1t) 1 台 ・ 籾乾燥調整施設利用 ・ うね立てマルチャー 1 台 ・ トマト栽培関連資材 1 式 ・ 動力噴霧機 1 台 ・ 暖房機 8 台 ・ 育苗ハウス 180 m² ・ 農作業場 20 坪 ・ バイハウス 1200 坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 ・ 自己資本の充実 ・ 部門別経営管理能力の向上 ・ 経営研修機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業環境の改善 ・ 休憩時間の確保 ・ ハウス環境に対応した健康管理
水稲+花卉 (ハウス)	〈作付面積〉 水稲 =300a 花卉(2作)=20a 大豆 110a 経営面積：430a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗関連機械 1/3 式 ・ トラクター(25ps) 1/2 台 ・ 田植機(乗用 5 条) 1/2 台 ・ 自脱型コンバイン(3 条刈) 1/2 台 ・ 軽トラック 1 台 ・ 籾乾燥調整施設利用 1 台 ・ ポテンゲマシン 1 台 ・ 動力噴霧機 1 台 ・ 暖房機 4 台 ・ 運搬クローラ 2 台 ・ 除雪機 1 台 ・ 育苗ハウス 160 m² ・ 農作業場 20 坪 ・ バイハウス 60 坪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 青色申告 ・ 自己資本の充実 ・ 部門別経営管理能力の向上 ・ 経営研修機会の確保 ・ 経営役割の体制の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業環境の改善 ・ 休憩時間の確保 ・ ハウス環境に対応した健康管理

(注) 1. 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力の構成については、ここでは標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者を1人、補助事業者1～2人として示している。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の育成・確保の考え方

人口の減少や高齢化が進んでいる中で、安全・安心で魅力ある農産物を安定的に生産し、本町農業を持続的に発展させていくためには、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農など従来の担い手に加え、新規就農者や小規模農家、兼業農家、移住者・Uターン者さらには半農半Xなども含めて農産物の生産活動に関わる多様な人材を農業を担う者に位置付け、育成・確保を図る必要がある。

認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農などの担い手や新規就農者については、本基本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に基づき、地域農業の核となるよう育成・確保を図る。

小規模農家、兼業農家などの経営体については、引き続き本町農業を支えてもらえるよう集落営農など地域ぐるみの取組みに対する支援や新規参入者への円滑な経営継承に向けた支援を実施する。

また、半農半Xも含めた多様な人材の確保に向けて、農家子弟をはじめ、非農家出身者、定年帰農者、女性などに対し、就農の動機付けから営農定着、発展まで各段階に応じた支援の充実を図るとともに、地域が主体となった受入体制の強化を図る。

さらには、農繁期の労働力については、さくらんぼやアスパラガス等の収穫をはじめ、短期的に大きな労働力ニーズがあることから、本町の若者、女性、高齢者、外国人などによる労働力の確保を図るとともに、公務員による限定的な副業の試行など関係機関が一体となって様々な取組みを展開する。

加えて、移住者、Uターン者、旅行者などの多様な人材を、移住・定住策や観光・産業振興策と連携して本町に呼び込み、農作業受委託の仕組みを活用した農繁期の労働力の確保を図る。

2. 担い手協議会の体制及び運営方針

(1) 担い手協議会の設置目的

町は、農業の担い手の拡大を図り、町と農業者等が連携して地域の特色や創意工夫を生かした新規就農者の確保・育成する取り組みと組織作りのための支援活動を行うことを目的とし、平成26年4月1日に地域で育てる担い手協議会を設置している。

(2) 担い手協議会の体制

担い手協議会は、町が運営主体となり、町は、農林振興課、農業委員会、おきたま農協、西置賜農業技術普及課、農業関係団体を構成機関として設置し、相互に連携し、農業を担う者のサポートを行う。また、農林振興課に経営及び就農に関する窓口を設け、情報の提供や経営・就農相談を実施する。

(3) 担い手協議会の支援内容

担い手協議会は、以下の業務を中心とし、就農者の意欲や経営の発展段階に応じたきめ細かな支援を行う。

ア 経営サポート活動

経営相談の対応や、経営状況の確認と支援に関すること。

農業経営体を対象とする経営に関する研修会等の開催に関すること。

イ 就農サポート活動

就農相談の対応、就農に関する情報の提供、就農候補地との調整等に関すること。

就農希望者を対象とする就農に関する相談会への参加に関すること。

3. 町が主体的に行う取組み

町は、農業を担う者を幅広く育成・確保するため、主に以下の取組みを主体的かつ積極的に行う。

(1) 本町農業の情報発信

町の移住・定住を担当する企画課や商工観光課・観光協会・公益財団法人やまがた農業支援センター（以下、「農業支援センター」という。）など関係機関と連携して、県内外に向けて、本町農業の特徴、魅力的な経営体、受入体制などについて、様々な機会を活用してPR活動を行う。

(2) 農業を担う者の育成・確保に向けた仕組み・体制づくり

町外から呼び込む多様な人材を、離農予定で後継者を必要とする農業者の掘り起しや農地等の継承希望者（就農希望者）とつなぐ仕組みと円滑な継承を促す仕組みづくりを行う。さらに、担い手協議会受入協議会への相談員の配置などサポート体制の強化・整備を促進する。

4. 関係機関の主な役割分担

関係機関は以下の役割分担のもと、連携を密にし、農業を担う者の育成・確保に取り組む。

(1) 担い手協議会

担い手協議会は、町、農業委員会、おきたま農協、西置賜農業技術普及課、農業関係者と緊密に連携し、情報提供や就農相談を実施するとともに、農業体験・長期研修の実施、就農後の技術・経営指導など、就農者の意欲や経営の発展段階に応じたきめ細かな取組みを行う。

(2) 町関係組織

ア 町及び県は、就農希望者の受入について、町及び県の関係者で連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等を行う。

イ 農業委員会は、農地利用の意向など農地に関する情報の収集、農地の紹介・あっせん、相談対応等を行う。

(3) 農業関係団体

ア 農業支援センターは、農業経営・就農支援センターの経営及び就農ワンストップ窓口として新規就農・農業経営に対する総合的な相談対応、農地中間管理機構及び山形農山漁村発イノベーションサポートセンターの運営等を行う。

イ 一般社団法人山形県農業会議（以下、「農業会議」という。）は、農業経営の法人化・合理化の相談対応、雇用就農等の支援、農業法人協会及び認定農業者協議会の運営等を行う。

ウ おきたま農協は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなどを行う。

エ 山形県農業共済組合は、収入保険制度等のセーフティネットの周知、加入促進を行う。

(4) 農業者団体

西置賜指導農業士会、飯豊町認定農業者協議会、やまがた就農ネットワークなどの農業者団体は、農業経営・就農に係る意見聴取を行うとともに農業経営等の専門家として助言等を行う。

(5) 金融機関

金融機関は、融資の相談対応、資金計画の指導・助言を行う。

(6) 移住・定住促進支援機関

一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センターは、移住者又は移住希望者で就農希望者に対する対応、関係機関との情報の共有を行う。

5. 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の育成・確保のための情報収集・相互提供

町は、離農予定で後継者を必要とする農業者と就農希望者のマッチングや、担い協議会と連携し、地域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、支援策、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を整理し、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

農業委員会は、意向調査などで把握した離農予定で後継者を必要とする農業者や新規就農者へ紹介したい遊休農地等の情報を整理し、県及びやまがた農業経営・就農支援センターに情報提供する。

農業会議は、雇用就農に関する情報を整理し、町や農業経営・就農支援センターに情報提供する。また、農業委員会の活動のサポートを行う。

農業経営・就農支援センターは、町から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者に分かりやすく情報提供する。また、就農希望者、就農を受け入れる法人及び農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の町を調整し、町に紹介する。さらに、就農希望者を町等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況について町等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導などフォローアップを行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の町等との調整を行う。

町、農業委員会及びおきたま農協は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、農業経営・就農支援センターは、就農希望者とマッチングを行い、町等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
<p>面積のシェア：90%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地中間管理機構、農業委員会による斡旋等により、農地利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	

(注) (1) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用〔基幹的農作業（水稻については耕起・代掻き、田植え、収穫、その他の作目については耕起・播種・収穫及びこれらに準じる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。〕面積のシェア目標である。

(2) 目標年次は令和5年9月から令和9年度とする。

2. その他農用地の利用関係の改善に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

町の平坦部・中山間部では、水稻を主体とした新規需要米（飼料用米、WCS等）・新市場開拓米（輸出来）、大豆・アスパラガスなどの土地利用型農業の展開や、高齢化に伴う離農者の増加に伴い認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営の農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化まで至っていない。

また、山間部では、農業後継者の減少が続く中、認定農業者や農地所有適格法人の組織化により、水稻を主体とした農地の利用集積が進んできたが、山間部の地理的条件等もあり、農作業の効率化が困難な状況にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

町では、令和9年度で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付や担い手経営者の高齢化による離農等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるために、地域ごとの「地域計画」の作成や定期的な見直しと、農地中間管理機構等の活用により、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることや、担い手離農者の農地を引き継ぐ新たな農業者へ農地のあっせんなど必要である。

農地の利用については、これまでの水稻・大豆・アスパラ等の土地利用型農業とともに、畜産農家と連携したWCS・飼料用米や飼料作物栽培による農地の利用推進や、施設や露地による野菜栽培、果樹栽培による農地の利用促進などの新たな分野への取組みについても支援を拡大する必要がある。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取り組み方針及び関係機関及び関係団体との連携等

町の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、おきたま農協、土地改良区及び飯豊町農業振興協議会、農地中間管理機構等による連携体制を整備する。

[農地利用のビジョンの実現を図るための施策]

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等
農地利用集積事業	全地区	R5年～15年	農地集積面積 1,860ha

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

第2で示した営農類型毎の効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、第5で示した農用地の利用の集積に関する目標の達成を図るためには、耕作放棄地の発生防止や再生利用の取組みを進めるとともに、今後増加していくことが見込まれる離農農地を効率的に利用集積していくことを目指し、地域計画の策定において、地域における話し合いを踏まえ、地域内外から農地の担い手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化等を図っていく必要がある。

そのため町は、山形県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町の農業の地域特性、すなわち稲作を中心としつつ複合経営等の多様な農業生産の展開や、兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて以下の方針に沿って、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとし、法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定制度の積極的な活用を図る。

なお、農業経営改善計画の認定を受け、その期間を満了するものに対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行うものとする。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア. 利用権設定等促進事業に関しては、将来所有権移転による農地の流動化はあまり期待できないと予想されることから、農地銀行等を積極的に活用し利用権設定の促進に努める。
- イ. 農地利用改善事業については、特に中山間地域を対象に積極的に取り組み、農用地利用改善団体及び地域営農集団の活発化を図り、中山間地域における農用地の有効利用を促進する。
- ウ. 作業の受委託については、既存の農業機械利用組合及び法人による受委託を積極的に促進し、さらに新規農業機械利用組合及び法人の組織化を推進し、農作業受委託体系の確立を図る。
- エ. 農業経営基盤の強化については、カントリーエレベーター、ライスセンターなどの積極的な利用を図り、大規模農家の育成、低コスト農業の確立及び品質の均一化・高品位化を図る。

さらに、町は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての周知に努め、必要に応じ指導、助言を行う。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧法」という。)第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合は必要に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設

定を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地として利用することが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる、青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ．混牧林地として利用するために利用権の設定等を受ける場合、その者が利用件の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ．農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設置等を行う場合において、当該者が前項の（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業若しくは法第 7 条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を受け、又は、農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（個人及び法人）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ．その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、

かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態を取ることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設置等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下、「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 町は①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - (ア) 当該開発事業の実施が確実であること。
 - (イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準にしたがって許可しうるものであること。
 - (ウ) 当該開発計画の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 町は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された権利の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする権利の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は認定農業者若しくは認定新規就農者で権利の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、飯豊町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申し出を行う場合において（4）の②に規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構からの申し出が合った場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を町長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担

保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め、この他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及び農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

なお、町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア. その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
- ア. (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。
- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2. 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画の協議の場の設置

協議の場の開催時期については、水稻の農繁期を除いて設定し、開催に当たっては、町の広報への掲載やホームページ、町のライン、生産組合による情報提供などを活用し周知を図ることとする。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、県、おきたま農協、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

また、協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課農地管理室に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域は、これまでの「人・農地プラン」の実質化が行われた大字単位の区域とし、中、菰生、黒沢、椿、小白川、東部（添川・松原）、西部（手ノ子・高峰）、中津川の8地区とする。

(2) 地域計画の策定と進捗管理

町は地域計画策定に当たって、県・農業委員会・おきたま農協・土地改良区・認定農業者協議会・農地中間管理機構等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措

置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実施方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエ.に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下、「特定農業法人」という。)、又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合において、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下、「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及課、農業委員会、おきたま農協等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４．農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① おきたま農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせん促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分作業受委託から全面作業受委託、さらには利用権の設定へ

の移行の促進

⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) おきたま農協による農作業の受委託のあっせん等

おきたま農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たり、現在まで取組んできた農業生産基盤の整備をさらに推進しながら、農業経営基盤の強化に努め、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 町は、農業生産基盤整備、農業近代化施設整備、生活環境整備等の各種事業を推進し、複合経営の推進、環境にやさしい農業の展開を行い、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備に努める。

② 町は、農村のもつ自然と景観を大切にしながら各種事業を推進し、農業・農村のもつ公益的効果を失うことのない健全な発展によって、活力ある安定的な農業経営の育成に努める。

③ 町は、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策への積極的な取組により、水稲と畑作を組合せた望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつも、地域の合意形成の中から土地利用の見直しを通じ農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

④ 農業集落排水事業の推進により、農村生活環境の改善を進め、定住条件の整備を図りながら農業の担い手の確保に努める。

⑤ 町は、地域の農業の振興に関するその他施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することになるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制

① 事業推進体制

町は、町の職員、農業委員会、普及課等の職員、おきたま農協、土地改良区、農地流動化推進員、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

飯豊町農業振興協議会はこのような検討結果を踏まえ、基本方針の期間（令和9年度）にわたり第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、おきたま農協、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することになるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月9日から施行する

この基本構想は、平成12年9月8日から施行する。

この基本構想は、平成20年1月24日から施行する。

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

この基本構想は、平成28年10月13日から施行する。

この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

別紙1（第6の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下、「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権等の設定を受ける場合

・・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）

（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林野として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第6の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年とすることが適当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借の額に比準して算定し、近傍の賃借がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される賃借の額を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃借の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借り賃はそれを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日まで当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者双方の申し出に基づき町が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
I の①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときはその農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

① 存続期間	② 損益の算定基準
I の①に同じ。	<p>1. 作目等ごとに、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③損益の決済方法	④有益費の償還
I の③に同じ。この場合において、I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権を移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

農業経営基盤の強化のための効率的かつ安定的な経営体について

1. 飯豊町の農用地面積 田 1,754ha 畑 251ha 計 2,008ha
(2020年農林業センサス)
2. 農地法、基盤強化法による現在の受委託面積 957ha (R5.6実績)
3. 作業受託面積 105ha (R5.6実績)
4. 類型毎の目標

分類	地 形	営農累計	経 営 規 模	目 標 戸 数	予 定 面 積	現 在 の 耕 作 規 模	集 積 予 定 面 積
I	平坦・中山間部	水稲+飼料米・WCS+作業受託	18.00ha	55戸	990.0ha	561.8ha	428.2ha
II		水稲+畜産(肥育)	6.00ha	20戸	120.0ha	187.8ha	0ha
IV		水稲+畜産(繁殖)	5.00ha	10戸	50.0ha	55.6ha	0ha
V		水稲+露地野菜	5.00ha	30戸	150.0ha	227.1ha	0ha
VI		施設野菜	2.00ha	20戸	40.0ha	33.0ha	7.0ha
VII		水稲+施設花卉	4.30ha	4戸	17.2ha	17.8ha	0.0ha
VIII	山間部	水稲+山菜	8.70ha	5戸	43.5ha	24.6ha	18.9ha
X	組織経営体	水稲+大豆+作業受託	50.00ha	8戸	400.0ha	287.2ha	112.8ha
XI		酪農	25.00ha	2戸	50.0ha	14.5ha	35.5ha
合 計				154戸	1,860.7ha	1,409.4ha	451.3ha

※ 令和15年度の農用地面積を 2,000ha とする
シェア 1,860ha/2,000ha=90%

年間農業所得について

他産業従事者の勤労所得と生涯所得に遜色ない水準の所得として、基本構想の専従的農業従事者1人当たりの目標年間農業所得を400万円程度として設定する。

尚、新たに農業経営を営もうとする青年等は、農業経営開始から5年後には、目標年間所得の5割程度として設定する。

年間労働時間について

国においては、勤労者の労働時間を1,800時間を目標に労働時間の短縮をはかっているが、農業の特殊性を考え基本構想の目標年間総労働時間を週労働時間38時間×50週の1,900時間とする。

営農モデル

効率的かつ安定的な農業経営の営農モデル

【個別経営体】

(平坦部・中山間部)

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稲単作 家族労働力=1.0人	〈作付面積〉 水稲 = 980a 大豆団地= 420a 作業受託=400a 経営面積：1800a 自作地 1,000a 借地 400a 作業受託 400a	水稲	粗収益 11,760 千円 経費 10,227 千円 農業所得 1,533 千円 所得率 13 %	4,379 千円	1,733hr
		大豆	粗収益 4,578 千円 経費 2,927 千円 農業所得 1,651 千円 所得率 36 %		
		受託	粗収益 1,556 千円 経費 361 千円 農業所得 1,195 千円 所得率 77 %		
水稲+畜産(肥育牛) +飼料作物 家族労働力=1.2人	〈作付面積〉 水稲 = 450a 牧草 =150a (飼養頭数) 肥育牛=50頭 経営面積：600a 自作地 600a	水稲	粗収益 5,400 千円 経費 4,878 千円 農業所得 522 千円 所得率 10 %	4,272 千円	1,873hr
		肥育牛	粗収益 28,500 千円 経費 23,649 千円 農業所得 4,853 千円 所得率 17 %		
		飼料作物	粗収益 577 千円 経費 793 千円 農業所得 △216 千円 所得率 — %		
水稲+畜産(酪農) 家族労働力=1.9人	〈作付面積〉 水稲 =210a デントコーン = 90a 飼料畑 =510a (飼養頭数) 乳牛 =36頭 経営面積：810a 自作地 810a うち水田 300a うち畑 510a	水稲	粗収益 2,520 千円 経費 2,769 千円 農業所得 △249 千円 所得率 — %	4,103 千円	1,958hr
		酪農	粗収益 28,224 千円 経費 17,194 千円 農業所得 10,030 千円 所得率 39 %		
		デントコーン	粗収益 347 千円 経費 3,331 千円 農業所得 △2,984 千円 所得率 — %		
水稲+畜産(繁殖牛) 家族労働力=1.6人	〈作付面積〉 水稲 = 350a 牧草 =150a (飼養頭数) 繁殖牛 =30頭 経営面積：500a 自作地 500a	水稲	粗収益 4,200 千円 経費 3,720 千円 農業所得 480 千円 所得率 11 %	4,071 千円	1,625hr
		繁殖牛	粗収益 12,150 千円 経費 5,630 千円 農業所得 6,520 千円 所得率 54 %		
		牧草	粗収益 495 千円 経費 981 千円 農業所得 △486 千円 所得率 — %		

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稲＋露地野菜 家族労働力=1.2人	〈作付面積〉 水稲 = 350a アスパラガス = 30a きゅうり = 50a 経営面積 = 430a 自作地 430a	水稲	粗収益 4,200 千円 経費 3,261 千円 農業所得 939 千円 所得率 22 %	4,016 千円	1,974hr
		アスパラガス	粗収益 1,104 千円 経費 567 千円 農業所得 537 千円 所得率 49 %		
		きゅうり	粗収益 13,011 千円 経費 8,304 千円 農業所得 4,707 千円 所得率 36 %		
水稲＋施設野菜 家族労働力=1.2人	〈作付面積〉 水稲 = 420a トマト = 50a トマト後作に メロン = 50a 経営面積 : 470a 自作地 470a	水稲	粗収益 5,040 千円 経費 4,209 千円 農業所得 830 千円 所得率 16 %	3,718 千円	2,651hr
		トマト	粗収益 11,017 千円 経費 8,592 千円 農業所得 2,425 千円 所得率 22 %		
		メロン	粗収益 6,367 千円 経費 5,161 千円 農業所得 1,206 千円 所得率 19 %		
水稲＋花卉(ハウス) 家族労働力=1.3人	〈作付面積〉 水稲 = 300a 花卉(2作) = 20a 大豆 = 110a 経営面積 430a 自作地 430a	水稲	粗収益 3,600 千円 経費 2,839 千円 農業所得 761 千円 所得率 21 %	4,068 千円	2,677hr
		花壇苗	粗収益 3,197 千円 経費 2,529 千円 農業所得 667 千円 所得率 21 %		
		プリムラ・ホリアンサ	粗収益 10,172 千円 経費 6,438 千円 農業所得 3,734 千円 所得率 37 %		
		大豆	粗収益 1,199 千円 経費 1,071 千円 農業所得 127 千円 所得率 11 %		

【個別経営体】
(山間部)

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稲+山菜 家族労働力=1.7人	〈作付面積〉 水稲 =350a 山菜(たらの芽) =150a 作業受託=370a 経営面積：870a 自作地 500a 作業受託 370a	水稲	粗収益 4,200 千円 経費 3,529 千円 農業所得 671 千円 所得率 16 %	4,062 千円	2,091hr
		たらの芽	粗収益 12,495 千円 経費 6,732 千円 農業所得 5,763 千円 所得率 46 %		
		作業受託	粗収益 1,439 千円 経費 968 千円 農業所得 471 千円 所得率 33 %		
水稲+野菜(ハウス) +畜産(繁殖牛)	〈作付面積〉 水稲 =280a 野菜(メロン) =40a 牧草 =20a たらの芽 =60a 牧草(畑) =180a 〈飼養頭数〉 繁殖牛 =32 頭 経営面積：580a 自作地 580a うち水田 400a 畑 180a	水稲	粗収益 3,360 千円 経費 3,025 千円 農業所得 335 千円 所得率 10 %	4,158 千円	2,435hr
		メロン	粗収益 5,094 千円 経費 3,488 千円 農業所得 1,606 千円 所得率 32 %		
		牧草	粗収益 660 千円 経費 631 千円 農業所得 29 千円 所得率 4 %		
		たらの芽	粗収益 4,998 千円 経費 2,815 千円 農業所得 2,183 千円 所得率 44 %		
		繁殖牛	粗収益 6,075 千円 経費 2,744 千円 農業所得 3,331 千円 所得率 55 %		

【組織経営体】

(平坦部)

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稲単作 (主たる農業従事者 5名)	〈作付面積〉 水稲 =42ha 大豆 =18ha 作業受託=20ha 経営面積：80ha 自作地 20ha 借地 40ha 作業受託=20ha	水稲	粗収益 50,400 千円 経費 40,290 千円 農業所得 10,110 千円 所得率 20 %	4,328 千円	1,631hr
		大豆	粗収益 22,590 千円 経費 16,274 千円 農業所得 6,315 千円 所得率 28 %		
		作業受託	粗収益 8,020 千円 経費 2,807 千円 農業所得 5,213 千円 所得率 65 %		
酪農 (主たる農業従事者 8名)	〈作付面積〉 牧草 =15ha デントコーン =10ha 〈飼養頭数〉 搾乳牛 =200 頭 育成牛 =40 頭 経営面積：20ha 自作地 10ha 牧草地 15ha	酪農	粗収益 146,900 千円 経費 105,288 千円 農業所得 41,612 千円 所得率 28 %	4,005 千円	2,174hr
		デントコーン	粗収益 4,050 千円 経費 7,669 千円 農業所得△3,619 千円 所得率 —%		
		牧草	粗収益 0 千円 経費 5,748 千円 農業所得△5,748 千円 所得率 —%		

【新たに農業経営を営もうとする青年等農業者の個別経営体】

営農類型	経営規模	農業生産額		一人当たり 農業所得	一人当たり 労働時間
水稲＋露地野菜 家族労働力=1.2人	〈作付面積〉 水稲 = 350a アスパラガス=30a きゅうり=50a 経営面積=430a 自作地 430a	水稲	粗収益 4,200 千円 経費 3,261 千円 農業所得 939 千円 所得率 22 %	4,016 千円	1,974hr
		アスパラガス	粗収益 1,104 千円 経費 669 千円 農業所得 435 千円 所得率 39 %		
		きゅうり	粗収益 10,842 千円 経費 7,396 千円 農業所得 3,445 千円 所得率 32 %		
水稲＋施設野菜 家族労働力=1.2人	〈作付面積〉 水稲 =420a トマト = 50a トマト後作に メロン= 50a 経営面積：470a 自作地 470a	水稲	粗収益 5,040 千円 経費 4,209 千円 農業所得 830 千円 所得率 16 %	3,718 千円	2,651hr
		トマト	粗収益 11,017 千円 経費 8,592 千円 農業所得 2,425 千円 所得率 22 %		
		メロン	粗収益 6,367 千円 経費 5,161 千円 農業所得 1,209 千円 所得率 19 %		
水稲＋花卉(ハウス) 家族労働力=1.3人	〈作付面積〉 水稲 =300a 花卉(2作)=20a 大豆 =110a 経営面積 430a 自作地 430a	水稲	粗収益 3,600 千円 経費 2,839 千円 農業所得 761 千円 所得率 21 %	4,068 千円	2,677hr
		花壇苗	粗収益 3,197 千円 経費 2,529 千円 農業所得 667 千円 所得率 21 %		
		プリムラ・ホリアンサ	粗収益 10,172 千円 経費 6,438 千円 農業所得 3,734 千円 所得率 37 %		
		大豆	粗収益 1,199 千円 経費 1,071 千円 農業所得 127 千円 所得率 11 %		

※ 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業開始から5年後には、下表で示す農業所得目標の5割程度を目標とする。